

令和4年9月定例会 危機管理・大規模災害対策特別委員会の概要

日時 令和4年10月12日（火） 開会 午前10時
閉会 午前11時28分

場所 第8委員会室

出席委員 日下部伸三委員長
権守幸男副委員長
小川直志委員、逢澤圭一郎委員、宮崎吾一委員、藤井健志委員、
浅井明委員、醍醐清委員、西山淳次委員、山本正乃委員、秋山もえ委員

欠席委員 柿沼貴志委員

説明者 [危機管理防災部]
三須康男危機管理防災部長、澁澤陽平危機管理防災部副部長、
内田浩明危機管理課長、佐藤和央消防課長、小沢きよみ災害対策課長、
宮原正行化学保安課長、山口芳正危機管理課危機対策幹

会議に付した事件

大規模災害時の対応について

逢澤委員

- 1 職員参集支援システムについて、事前に登録した職員に対して一斉にメールを配信するとあるが、職員の登録状況はどうか。
- 2 市町村情報連絡員制度について、大規模災害時に被災市町村に県職員が実際に行って、情報を入手するこの制度は非常に有効と思うが、何人ぐらいの県職員が指定されているのか。また、職員の居住地などに配慮しているのか。
- 3 被災地への物資支援について、51団体と協定を締結しているとあるが、市町村が締結している協定先と重なる場合、県と市町村のどちらを優先するか事前に決めているのか。

危機管理課長

- 1 本システムは警察本部を除く全部局を対象として、登録は強制ではなく任意となっている。教育局分は教育局が管理をしており、令和4年4月1日現在の職員の定数ベースで7,740人、そのうち9月13日現在の登録数が7,509人で登録率は97%である。
- 2 県内63市町村全てに指定し、合計で210人である。指定は例えば、さいたま市であればさいたま市居住、熊谷市であれば熊谷市居住と、原則、同一市町村に居住している職員を指定している。

災害対策課長

- 3 市町村は避難所等で、より機動的な災害対応を行うために、県と同じ企業と同じ協定を結んでいる場合もあり得る。その場合、避難所で必要となる水、食料の調達に関する協定なので、まずは、避難所を運営する市町村が優先される。県の協定は、市町村が協定を使って動くことができない場合、協定を結んでいない市町村が物資を要請する場合に発動するものと考えている。市町村が県と同じ企業と協定を締結している場合、内容を見た上で、必要があれば連携について事業者と話し合い、研究していく。

逢澤委員

- 1 職員参集支援システムについて、震度5弱以上は自動配信されるとのことだが、自動配信されない風水害などの場合はどのように配信するのか。
- 2 市町村情報連絡員は一つの市町村で3、4人とのことだが、もっと指定してもよいと思うがどうか。連絡員は危機管理系の職員なのか、又はこういった選定方法なのか。
- 3 連絡員は各市町村の危機管理を所管する部署と顔の見える関係を構築することが大事である。例えば、各市町村の防災訓練に参加させるなどで連携はできているか。

危機管理課長

- 1 地震以外の風水害や大雪では、手動配信をする。
- 2 連絡員は勤務時間外に発災後48時間以内に行動するため、一つの市町村に最低3人としている。また、職員は危機管理系ではなく、市町村役場に徒歩又は自転車で行けることを最重要として指定している。また、毎年度、連絡員には研修を実施している。
- 3 コロナ禍もあり、Zoomを活用して市町村の防災担当者と連絡員の顔合わせを実施

し、お互い自己紹介などをして情報交換をしている。

宮崎委員

- 1 発災前の避難情報の発信方法について、県では災害オペレーション支援システムを使っているが、市町村職員が情報入力すると自動的にアラート等で情報発信される仕組みになっているのか。
- 2 「県業務継続計画（BCP）」の点で、県庁自体が被災する可能性を想定しているという点で、代替の建物はどこを考えているのか。その施設にはどの程度の機器類や電力発生装置が確保されているのか。また、職員をはじめ市町村へは、どの程度その情報を知らせているのか。
- 3 BCPの改正の概要について、最悪を想定した厳しい参集率に設定しているとのことだが、どの程度なのか。非常時優先業務のうちAランクの主な内容は何か。職員不足の場合の受援体制について、応援をいただく相手はどのような組織を想定しているか。
- 4 市町村情報連絡制度について、情報連絡員行動マニュアルの主な内容はどのようなものか。また、情報伝達手段は無線、有線など、どのような手段を想定しているのか。
- 5 応急期の被災地への物資支援について、具体的な輸送体制はどのようなものか。その際、県がプッシュ型で物資を配ると思うが、優先順位に従って必要な物を必要な人に配れるように、どのような仕組みを構築しているのか。物資情報の共有や避難所間の調整などは現場の市町村とどのようなルール作りをしているのか。

災害対策課長

- 1 災害オペレーション支援システムでは、避難情報や避難所開設情報については市町村が入力したものが自動的かつタイムリーにアラートに発信される。
- 5 被災地への物資の輸送については、埼玉県トラック協会との協定に基づき、災害時に物資の輸送をしていただける体制を整えている。トラック協会とは、平常時も情報交換や訓練参加などで顔の見える関係を構築している。災害時の物資情報の共有については、国で整備している物資調達・輸送調整等支援システムを用いて、災害時にどの物資がどのくらい足りないかを判断してニーズに合った支援を行う。

危機管理課長

- 2 BCPの中での代替施設は、被災状況にもよるが、まず、県庁が使えない場合は北浦和の浦和合同庁舎、こちらも使用できない場合は熊谷スポーツ文化公園ということで代替施設を決めている。両施設とも、県の防災行政無線の通信機器や非常用の自家発電機を整備している。特に熊谷の方は、都市ガスの中圧管による非常用発電機、陸上競技場、熊谷ドームと多くのスペースを確保しているので、そちらで対応することを考えている。職員に対しては、毎年度、部局別のBCP訓練を実施しており、その中で代替施設等について周知している。市町村には、昨年度のBCP改定の際に通知を出したとともに、県のホームページにも業務継続計画を公表している。また、市町村の防災担当課長会議の際に周知を行っている。
- 3 最悪を想定した厳しい参集率は、熊本地震を参考に職員や職員の家族が負傷したり、自宅が被災した場合を考慮し、発災から1時間で参集する率を約5%と、かなり厳しく見込んでいる。非常時優先業務のうちAランクについては、発災後直ちに行わなければならない業務ということで、災害対策本部の設置運営、各種被害の確認、災害派遣医療チームの派遣、道路啓開・応急復旧などである。通常業務で絶対行わなければならない

いという業務は、県庁LANの運用管理等を設定している。受援の相手先については、まずは県庁内で調整することが一義的であるが、それでも職員が不足する場合は、全国知事会を通じて被害が少ない他の都道府県から応援をいただいたり、国の省庁からもリエゾンということで国の職員が来ることを想定している。

- 4 市町村情報連絡員行動マニュアルの主な内容については、まずどういうときに参集するのか、市町村へ行ったら、災害地策本部が設置されているか、通信機器の状況を確認したり、こういう情報を報告してほしいというようなことを記載している。情報伝達する手段については、基本的には電話・ファクスの一般回線、防災行政無線の地上系、防災行政無線の衛星系という3通りで、市町村情報連絡員が市町村から県に連絡することとしている。

宮崎委員

- 1 Aランクの業務については危機管理防災部や保健医療部の業務が発生してくると思うが、約5%という参集状況で対応する準備を、日頃からどのように進めているのか。
- 2 プッシュ型の物資支援における、必要な物を必要な人に届けるまでの仕組みについて、物資が不足していて平等に配れないといった場合が生じないように、事前に市町村とどのような調整をしているのか。

危機管理課長

- 1 参集率がかなり少ない中で業務が発生するということで、毎年度、部局別のBCPの訓練を各部の副部長がトップになって実施している。発災後にどのような業務が発生し、職員が来ない状況の中で何を優先してやるのか、少ない人数の中でAランクの業務の中でも何をやっていくのかという訓練を毎年度行っている。訓練の中で出た課題は、その部局のマニュアルを見直すなど、PDCAサイクルで見直しを行っている。

災害対策課長

- 2 県から市町村に対しては、事前に調整したルール等に基づいた直接的・具体的な指示をしている訳ではない。市町村ごとに優先的に配るべき人を選定して対応いただいていると思う。

秋山委員

- 1 豪雨災害が頻発する中、床上浸水被害を受けたが支援がないという声を多く聞く。全国の自治体では、床上浸水に対し数万円程度の見舞金を支給しているところもある。他県、市町村での床上浸水等への見舞金に取り組んでいるところを把握しているか。県としてもこういった見舞金の創設を検討しているのか。
- 2 令和4年7月12日の豪雨で、特にときがわ町が大きな被害を受け、40件以上の床上浸水、7件以上の全壊被害があったが、被災者安心支援制度の適用はあったのか。
- 3 県土整備部が所管する内容であるかもしれないが、ときがわ町は土砂災害危険区域であり、急傾斜地対策を県で行ってほしいとの要望が町からあった。まずはレッドゾーンから、網を張ったり、擁壁を設置するといった対策は可能か。また、開発規制できないか。

災害対策課長

- 1 県には床上浸水への見舞金制度はない。市町村で設けているかは情報を持っていな

い。他県については、埼玉県と同様に全壊、半壊の世帯へ支援金を支給する制度を設けている都道府県が27、28都道府県ある。

- 2 ときがわ町で全壊被害を受けた7棟8世帯については、8月以降にときがわ町から順次申請が進達されており、事務手続を進めている。8月に申請があったものは全て支払が完了している。9月に申請があったものも事務手続は終了しており、近日中に支払われる予定である。
- 3 急傾斜地対策、開発規制については法に基づくものであり、危機管理防災部の所管ではないため、所管する県土整備部に対し、本委員会で質問を受けたことを情報共有させていただく。

小川委員

- 1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度について、県と市町村の負担の割合はどうなっているのか。また、予算措置はどうなっているのか。
- 2 全壊、大規模半壊、中規模半壊等の判定は誰が行うのか。また、判定を行う人は、県内に何人くらいいるのか。判定員の事前登録制度はあるのか。判定員に対し、判定基準についての研修会等は行っているのか。
- 3 安心支援制度による支援金の支給は、支給完了までの期間をどの程度と想定しているのか。

災害対策課長

- 1 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の県と市町村の負担割合は、埼玉県・市町村生活再建支援金及び家賃給付金については県が3分の2、市町村が3分の1、埼玉県・市町村半壊特別給付金については、県、市町村で2分の1ずつ負担する。予算措置については、県が毎年度当初予算で必要見込額を計上している。被災者へいち早く支給するために、市町村負担分を併せて予算措置しており、支給時には市町村負担分含め県が支払っている。市町村には、負担額が確定した段階でお知らせをし、補正予算で対応してもらっている。
- 2 住家の被害認定については、災害対策基本法第90条の2に定められているとおり、市町村が行う。被害認定については、資格が必要な業務ではなく、各市町村が災害対応の状況に合わせて人員数を決定するものであるため、県から人数を指定し登録させるということはしていない。被害認定調査の方法については、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づいて市町村が行うこととなっている。県では、市町村の職員が被害認定を円滑に行うことができるように、埼玉県土地家屋調査士会の協力の下、住家被害認定の市町村向け研修会を行っている。今年度は8月に行い、約150名が参加した。
- 3 支援金の支給までの期間については、県が市町村から申請書類を受理した後、おおむね数か月、特に書類の訂正がなければ2か月のうちに支給できるものと考えている。今年度のときがわ町の例でいうと、8月中に申請のあったものは支払が終わっていて、9月に申請があったものは近日中に支払う予定なので、順調に進めば1か月と少力で支給が可能である。書類の修正があれば市町村とのやり取りが発生するため、2、3か月を要することもあるが、迅速に支払ができるよう事務を進めている。

小川委員

支給の最終決定は知事が行うのか。

災害対策課長

支給の要件、支給までの手続については、知事決裁により策定された要綱により定めている。支給までの事務的な処理は、要綱に従って危機管理防災部災害対策課が申請内容を精査し、災害対策課長の決裁により支給を決定する。

西山委員

職員参集支援システムと業務継続計画に関連して、勤務時間外の阪神淡路大震災や東日本大震災、利根川や荒川決壊のような大規模災害時に、職員が県庁に来ること自体も危険な中、そもそも全員参集することが必要なのか。災害の状況に応じた参集の仕方や、業務の継続の仕方は検討されているのか。

危機管理課長

従来の業務継続計画では、震度6弱以上の非常体制では全員が参集する基準の中、実際には半分くらいが参集できるとの想定であったが、計画の見直しで、職員の被災等により5%弱しか参集できないとの想定に変更した。その想定の中で、発災後直ちに行わなければならない業務をどのように行うかというBCPの訓練を行っている。

西山委員

全員を県庁に集めることで、支障が出る場合もある。また、ルーティン業務もできなくなる。例えば、東京都からの一斉帰宅を抑制している中で、都内から参集する職員なども考えられるが、状況に応じて参集者を区分した方がいいのではないかと。

危機管理課長

本システムでどのくらいの人が参集できるかを把握し、その中で待機していただくなどの対応も可能であるため、災害の状況に応じて柔軟にシステムを運用していきたい。

浅井委員

- 1 警戒レベル5の緊急安全確保について、県の地域防災計画の見直しは徹底されているのか。
- 2 物資支援に関する協定締結企業について、スーパーマーケット、コンビニエンスストア以外にはどこと締結しているのか。具体的に、県内の大宮区や越谷市などにある市場は最大の食糧備蓄倉庫に変わると考えられるが、その連携についてはどうなっているのか。

災害対策課長

- 1 県の地域防災計画の見直しについては、令和4年3月の見直しで既に反映している。
- 2 ホームセンター、例えば、カインズホームが挙げられる。また、市場についても、具体的には越谷市や熊谷市などで、災害時の物資の供給に関する協定を締結している。

藤井委員

彩の国災害派遣チームについて、人数はどのくらいなのか。派遣実績はあるのか。

災害対策課長

彩の国災害派遣チームは、県と市町村職員の合同チームとなっている。年度当初に候補

者を決め、今年度は県職員が106名、市町村が388名となっている。発災時には、被災市町村のニーズを聞き取り、応援が必要な業務や人数を確認し、職員の派遣準備を行う。実績については、令和元年東日本台風において、被害の大きかった東松山市、川越市、坂戸市に対し、県の職員と、被害の比較的小さかった市町の職員を中心にチームを構成し、延べ362名を派遣した。派遣した職員は、主に避難所の運営や、被災した住家の被害認定調査に従事した。

藤井委員

災害時は公助のみではなく、共助の取組も大切だと考える。過去には県がNPO・ボランティア等との三者連携ができていないという内閣府の資料もあったが、現在の状況はどうか。

危機管理課長

県では、平成30年の12月に、県内35団体で組織する埼玉県災害ボランティア団体ネットワーク「彩の国会議」を設立している。この彩の国会議と、県の社会福祉協議会、県危機管理防災部の三者が連携することで、効果的な活動ができるよう定期的に意見交換を行っている。

藤井委員

彩の国会議の登録団体数が、設立当初から減ってるという現状があるので、しっかり支援をしていただきたい。(意見)